

学校法人会計の基礎知識

あゆみ監査法人
代表社員・公認会計士 升永清朗

公益法人とは

- 民法第34条の規定に基づいて設立された公益法人
社団法人—公益社団法人を指す。(営利社団法人は除く)
財団法人
- 民法の特別法による法人
学校法人—私立学校法 宗教法人—宗教法人法
社会福祉法人—社会福祉法
- 民法の特別法以外の特別法の規定に基づいて設立された公益法人
日本公認会計士協会—公認会計士法 税理士会—税理士法
日本商工会議所—商工会議所法 商工会—商工会法

学校法人とは

- 学校法人とは、私立学校(学校教育法第1条に定める学校で国、地方公共団体以外のものが設置する学校)の設置を目的として、私立学校法により設立される法人
- 学校法人は、文部科学省令で定める手続きに従い、所轄庁へ認可を申請し、設立
- 私立学校の所轄庁(教育行政上)
私立大学(短大を含む)及び私立高等専門学校は文部科学大臣所轄。上記以外の私立学校、専修学校、私立各種学校は、都道府県知事所轄
- 学校法人の所轄庁(法人運営上)
私立高等学校以下を設置する学校法人、準学校法人は都道府県知事所轄。その他、文部科学大臣所轄
- 学校法人以外の私立学校是認(学校教育法102条「102条校」)

学校法人会計基準の適用根拠

私立学校法第47条

財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作成

私立学校振興助成法第14条第1項

文部科学大臣の定める基準に従い、作成

私立学校振興助成法等の施行について第26

学校法人会計基準に従い、作成

公認会計士・監査法人の監査とは

- 私立学校振興助成法第14条第3項による監査

 - 経常費補助金の適性監査

 - 但し補助金の額が寡少であって、所轄庁の許可を受けたときは監査を除外

 - 補助金の額が寡少とは、当面1,000万円に満たない場合をいう。
(文部省通知、51.7.28、文管振215)

- 大学等の新增設に伴う監査

 - 財産目録の適性監査

学校法人会計の特徴

- 予算を重視
- 収支計算を基本
- 発生主義の導入
- 二系統の計算構造
- 収益事業の是認(企業会計基準に準拠)

会計の基礎知識

- 現金主義と発生主義
- 時価主義と取得原価主義
- 単式簿記と複式簿記
- 法律上の取引と簿記上の取引
- 単一仕訳と複合仕訳
- 元帳と補助簿
- 試算表と精算表

学校法人会計の知識(その1)

■ 資金収支と消費収支とのつながり

(1) 各収支の特色

資金収支計算—資金の流れを記録表示する計算

消費収支計算—経営状況と財政状況を記録表示する計算

(2) 各収支のつながり

資金収支計算—資金収支元帳—資金収支計算書

移記

消費収支計算—総勘定元帳—消費収支計算書、貸借対照表

学校法人会計の知識(その2)

■ 資金収支調整勘定とは

(1) 資金収支計算の目的

- ①その年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容を明らかにすること。
- ②その年度における支払資金の収支のてん末を明らかにすること。

(2) 資金収支調整勘定の目的

- ①と②の資金収支計算の目的を同時に達成させること。

学校法人会計の知識(その3)

■ 消費収支固有取引とは

1. 動産、不動産売却収入の整理
2. 現物寄付金の計上
3. 建物等除却差額の処理
4. 減価償却額の計上
5. 退職給与引当金の処理
6. 徴収不能引当金、不能額の処理
7. 販売用品、貯蔵品等の在庫の調整
8. 基本金組入、取崩の処理
9. 消費支出準備金の繰入、取崩の処理
10. 消費収支差額